

長岡京市における互助・共助の地域づくり応援
マスコットキャラクター等に関する使用取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が定めたキャラクター等のデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「キャラクター等」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 名称：きずなくん
- 2 マスコットキャラクター：きずなくん 各種（別紙のとおり）

（使用対象）

第3条 長岡京市内における互助・共助の地域づくりを担う団体及び個人等を使用対象とする。

（使用承認願い）

第4条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ会長に承認を願い出なければならない。ただし、名称を文中で使用する場合は承認を必要としない。

（使用の承認）

第5条 会長は、前条に規定する承認願いがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、又はその恐れがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はその恐れがあると認められるとき。
- (5) 互助・共助の地域づくりの品位を傷つけ、又はその恐れがあると認められるとき。
- (6) その他、会長が使用について不相当であると認めるとき。

2 会長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

- (2) 互助・共助の地域づくり及びキャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 指示された色、形式等に沿って正しく使用すること。
- (4) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 商品等は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができる。
- (7) キャラクター等を使用する場合、原則としてキャラクター等の名称等を表記すること。
- (8) その他、会長が指示する使用条件に従うこと。

(使用承認の取消し等)

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前項に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、以降、当該キャラクター等を使用してはならない。

3 会長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

4 会長は、使用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(損失補償等の責任)

第9条 使用者がキャラクター等の使用またはキャラクター等を使用した商品等の瑕疵によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、社協は損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

2 使用者は、キャラクター等の使用に際して、故意または過失により社協に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を社協に賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(別紙)

- ◆長岡京市における互助・共助の地域づくり応援マスコットキャラクター「きずなくん」(各種)

(1)きずなくん前面



(2)きずなくん後面



(3)災害ボランティア活動

